

地方自治法施行令等の一部を改正する政令 読替表【平成三十年四月一日施行】

- 第一条の規定による改正後の地方自治法施行令第七十四條の二十四第一項の規定による地方自治法第二百五十二條の八から第二百五十二條の十二までの読替え【組織】 1
- 第一条の規定による改正後の地方自治法施行令第七十四條の二十四第二項の規定による地方自治法第二百五十二條の八から第二百五十二條の十二までの読替え【議会同選任職員】 7
- 第一条の規定による改正後の地方自治法施行令第七十四條の二十四第三項の規定による地方自治法第二百五十二條の八から第二百五十二條の十二までの読替え【事務補助職員、専門委員及び監査専門委員】 12
- 第一条の規定による改正後の地方自治法施行令第七十四條の二十四第四項の規定による地方自治法施行令第七十四條の二十から第七十四條の二十三までの読替え【議会同選任職員のうち解職請求の対象となるもの】 17
- 第二条の規定による改正後の地方自治法施行規程第十五條の規定による同令第十二條の読替え 20
- 第二条の規定による改正後の地方自治法施行規程第十七條の規定による同令第十三條の読替え 21
- 第二条の規定による改正後の地方自治法施行規程第十九條の規定による同令第十三條の読替え 22
- 第二条の規定による改正後の地方自治法施行規程第二十一條の規定による同令第十三條の読替え 23
- 第二条の規定による改正後の地方自治法施行規程第二十二條の規定による同令第十二條及び第十三條の読替え 24
- 第二条の規定による改正後の地方自治法施行規程第二十三條の規定による同令第十三條の読替え 26
- 【参考】 第二条の規定による改正後の地方自治法施行規程第十八條の規定による同令第十三條の読替え 27
- 【参考】 第二条の規定による改正後の地方自治法施行規程第二十條の規定による同令第十三條の読替え 28

第一条の規定による改正後の地方自治法施行令第七十四条の二十四第一項による地方自治法第二百五十二条の八から第二百五十二条の十二までの読替え【組織】

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（傍線部は明文読替、波線は当然読替）

読 替 後	読 替 前
<p>（<u>議会事務局</u>、<u>行政機関</u>、<u>内部組織</u>又は<u>委員会事務局</u>の<u>共同設置</u>に関する規約）</p> <p>第二百五十二条の八 第二百五十二条の七の規定により共同設置する普通地方公共団体の<u>議会事務局</u>、<u>行政機関</u>、<u>内部組織</u>又は<u>委員会事務局</u>の共同設置に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。</p> <p>一 <u>共同設置する議会事務局</u>、<u>行政機関</u>、<u>内部組織</u>又は<u>委員会事務局</u>の名称</p> <p>二 <u>共同設置する議会事務局</u>、<u>行政機関</u>、<u>内部組織</u>又は<u>委員会事務局</u>を設ける普通地方公共団体</p> <p>三 <u>共同設置する議会事務局</u>、<u>行政機関</u>、<u>内部組織</u>又は<u>委員会事務局</u>の執務場所</p> <p>四 <u>共同設置する第二百五十二条の七第一項に規定する議会事務局</u>、<u>第百五十六条第一項に規定する行政機関</u>、<u>第百五十八条第一項に規定する内部組織</u>又は<u>第二百五十二条の七第一項に規定する委員会事務局</u>の</p>	<p>（<u>機関の共同設置</u>に関する規約）</p> <p>第二百五十二条の八 第二百五十二条の七の規定により共同設置する普通地方公共団体の<u>委員会</u>若しくは<u>委員</u>又は<u>附属機関</u>（以下この条において「<u>共同設置する機関</u>」という。）の共同設置に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。</p> <p>一 <u>共同設置する機関</u>の名称</p> <p>二 <u>共同設置する機関</u>を設ける普通地方公共団体</p> <p>三 <u>共同設置する機関</u>の執務場所</p> <p>四 <u>共同設置する機関</u>を組織する<u>委員</u>その他の<u>構成員</u>の選任の方法及びその身分取扱い</p>

職員（次条第三項及び第五項において「議会事務局等の職員」という。）の選任の方法及びその身分取扱い

五 前各号に掲げるものを除くほか、共同設置する議会事務局、行政機関、内部組織又は委員会事務局と関係普通地方公共団体との関係その他共同設置する議会事務局、行政機関、内部組織又は委員会事務局に関し必要な事項

（議会事務局等の職員の選任及び身分取扱い）

第二百五十二条の九 【準用せず】

2 【準用せず】

五 前各号に掲げるものを除くほか、共同設置する機関と関係普通地方公共団体との関係その他共同設置する機関に関し必要な事項

（共同設置する機関の委員等の選任及び身分取扱い）

第二百五十二条の九 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員で、普通地方公共団体の議会が選挙すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙すること。
二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、すべての関係普通地方公共団体の議会が選挙すること。

2 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すること。
二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、それぞれの関係普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の

議会の同意を得た上、規約で定める普通地方公共団体の長が選任すること。

3 普通地方公共団体が共同設置する議会事務局等の職員で、普通地方公共団体の議会の議長、長、委員会又は委員が選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の議会の議長、長、委員会又は委員が選任すること。

二 関係普通地方公共団体の議会の議長、長、委員会又は委員が協議により定めた者について、規約で定める普通地方公共団体の議会の議長、長、委員会又は委員がこれを選任すること。

4 【準用せず】

5 普通地方公共団体が共同設置する議会事務局等の職員で第三項の規定により選任するものの身分取扱いについては、これらの者を選任する普通地方公共団体の議会の議長、長、委員会又は委員の属する普通地方公共団体の職員とみなす。

3 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すること。

二 関係普通地方公共団体の長、委員会又は委員が協議により定めた者について、規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員がこれを選任すること。

4 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第一項又は第二項の規定により選任するものの身分取扱いについては、規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙し又は規約で定める普通地方公共団体の長が選任する場合には、当該普通地方公共団体の職員とみなし、全ての関係普通地方公共団体の議会が選挙する場合には、規約で定める普通地方公共団体の職員とみなす。

5 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第三項の規定により選任するものの身分取扱いについては、これらの者を選任する普通地方公共団体の長、委員会又は委員の属する普通地方公共団体の職員とみなす。

(共同設置する機関の委員等の解職請求)

第二百五十二条の十 【準用せず】

(共同設置する機関の委員等の解職請求)

第二百五十二条の十 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、法律の定めるところにより選挙権を有する者の請求に基づき普通地方公共団体の議会の議決によりこれを解職することができるものの解職については、関係普通地方公共団体における選挙権を有する者が、政令の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の長に対し、解職の請求を行い、二の普通地方公共団体の共同設置する場合においては全ての関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたとき、又は三以上の普通地方公共団体の共同設置する場合においてはその半数を超える関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたときは、当該解職は、成立するものとする。

(共同設置する議会事務局、行政機関、内部組織又は委員会事務局に要する経費等)

第二百五十二条の十一 【準用せず】

(共同設置する機関の補助職員等)

第二百五十二条の十一 普通地方公共団体が共同設置する委員会又は委員の事務を補助する職員は、第二百五十二条の九第四項又は第五項の規定により共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員が属するものとみなされる普通地方公共団体（以下この条において「規約で定める普通地方公共団体」という。）の長の補助機関である職員をもつて充て、普通地方公共団体が共同設置する附属機関の庶務は、規約で定める普通地方公共団体の執行機関においてこれをつ

2 普通地方公共団体が共同設置する議会事務局、行政機関、内部組織又は委員会事務局に要する経費は、関係普通地方公共団体がこれを負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算にこれを計上して支出するものとする。

3 【準用せず】

4 普通地方公共団体が共同設置する議会事務局、行政機関、内部組織又は委員会事務局が行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び関係普通地方公共団体の経営に係る事業の通常の監査は、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めてこれを行うものとする。この場合においては、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、監査の結果に関する報告を他の関係普通地方公共団体の長に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

(共同設置する議会事務局、行政機関、内部組織又は委員会事務局に対する法令の適用)

第二百五十二条の十二 普通地方公共団体が共同設置する議会事務局、行政機関、内部組織又は委員会事務局は、この法律その他これらの機関の権限に属する事務の管理及び執行に関する法令、条例、規則その他の規程の適用については、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、それぞれ関係普通地方公共団体の議会事務局、行政機関、内部組織又は

かさどるものとする。

2 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関に要する経費は、関係普通地方公共団体がこれを負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算にこれを計上して支出するものとする。

3 普通地方公共団体が共同設置する委員会が徴収する手数料その他の収入は、規約で定める普通地方公共団体の収入とする。

4 普通地方公共団体が共同設置する委員会が行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び関係普通地方公共団体の経営に係る事業の通常の監査は、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めてこれを行うものとする。この場合においては、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、監査の結果に関する報告を他の関係普通地方公共団体の長に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

(共同設置する機関に対する法令の適用)

第二百五十二条の十二 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関は、この法律その他これらの機関の権限に属する事務の管理及び執行に関する法令、条例、規則その他の規程の適用については、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、それぞれ関係普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関とみなす。

員会事務局とみなす。

2 普通地方公共団体が共同設置する議会同意選任職員で、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すること。

二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、それぞれの関係普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得た上、規約で定める普通地方公共団体の長が選任すること。

3 【準用せず】

普通地方公共団体の議会が選挙すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙すること。

二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、すべての関係普通地方公共団体の議会が選挙すること。

2 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては教育長及び委員）若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すること。

二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、それぞれの関係普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得た上、規約で定める普通地方公共団体の長が選任すること。

3 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属

機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すること。

二 関係普通地方公共団体の長、委員会又は委員が協議により定めた者

4 普通地方公共団体が共同設置する議会同意選任職員で第二項の規定により選任するものの身分取扱いについては、規約で定める普通地方公共団体の議会の長が選任する場合には、当該普通地方公共団体の職員とみなす。

5 【準用せず】

(共同設置する議会同意選任職員の解職請求)

第二百五十二条の十 普通地方公共団体が共同設置する議会同意選任職員で、法律の定めるところにより選挙権を有する者の請求に基づき普通地方公共団体の議会の議決によりこれを解職することができるものの解職については、関係普通地方公共団体における選挙権を有する者が、政令の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の長に対し、解職の請求を行い、二の普通地方公共団体の共同設置する場合にはすべての関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたとき、又は三以上の普通地方公共団体の共同設置する場合には

について、規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員がこれを選任すること。

4 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員(教育委員会にあつては、教育長及び委員)若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第一項又は第二項の規定により選任するものの身分取扱いについては、規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙し又は規約で定める普通地方公共団体の長が選任する場合には、当該普通地方公共団体の職員とみなし、全ての関係普通地方公共団体の議会が選挙する場合には、規約で定める普通地方公共団体の職員とみなす。

5 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第三項の規定により選任するものの身分取扱いについては、これらの者を選任する普通地方公共団体の長、委員会又は委員の属する普通地方公共団体の職員とみなす。

(共同設置する機関の委員等の解職請求)

第二百五十二条の十 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員(教育委員会にあつては、教育長及び委員)若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、法律の定めるところにより選挙権を有する者の請求に基づき普通地方公共団体の議会の議決によりこれを解職することができるものの解職については、関係普通地方公共団体における選挙権を有する者が、政令の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の長に対し、解職の請求を行い、二の普通地方公共団体の共同設置する場合には全ての関係普通地方公共団体の議会において解職に同意

ではその半数を超える関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたときは、当該解職は、成立するものとする。

(共同設置する議会同意選任職員に要する経費等)

第二百五十二条の十一 【準用せず】

2 普通地方公共団体が共同設置する議会同意選任職員に要する経費は、関係普通地方公共団体がこれを負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算にこれを計上して支出するものとする。

3 【準用せず】

4 普通地方公共団体が共同設置する議会同意選任職員が行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び関係普通地方公共団体の経営に係る事業の管理の通常監査は、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めてこれを行うものとする。

する旨の議決があつたとき、又は三以上の普通地方公共団体の共同設置する場合においてはその半数を超える関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたときは、当該解職は、成立するものとする。

(共同設置する機関の補助職員等)

第二百五十二条の十一 普通地方公共団体が共同設置する委員会又は委員の事務を補助する職員は、第二百五十二条の九第四項又は第五項の規定により共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員が属するものとみなされる普通地方公共団体（以下この条において「規約で定める普通地方公共団体」という。）の長の補助機関である職員をもつて充て、普通地方公共団体が共同設置する附属機関の庶務は、規約で定める普通地方公共団体の執行機関においてこれをつかさどるものとする。

2 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関に要する経費は、関係普通地方公共団体がこれを負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算にこれを計上して支出するものとする。

3 普通地方公共団体が共同設置する委員会が徴収する手数料その他の収入は、規約で定める普通地方公共団体の収入とする。

4 普通地方公共団体が共同設置する委員会が行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び関係普通地方公共団体の経営に係る事業の管理の通常監査は、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めてこれを行うものとする。この

する。この場合においては、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、監査の結果に関する報告を他の関係普通地方公共団体の長に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

(共同設置する議会同意選任職員に対する法令の適用)

第二百五十二条の十二 普通地方公共団体が共同設置する議会同意選任職員は、この法律その他これらの機関の権限に属する事務の管理及び執行に関する法令、条例、規則その他の規程の適用については、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、それぞれ関係普通地方公共団体の議会同意選任職員とみなす。

場合においては、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、監査の結果に関する報告を他の関係普通地方公共団体の長に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

(共同設置する機関に対する法令の適用)

第二百五十二条の十二 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関は、この法律その他これらの機関の権限に属する事務の管理及び執行に関する法令、条例、規則その他の規程の適用については、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、それぞれ関係普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関とみなす。

第一条の規定による改正後の地方自治法施行令第七十四条の二十四第三項による地方自治法第二百五十二条の八から第二百五十二条の十二までの読替え【事務補助職員、専門委員又は監査専門委員】

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（傍線部は明文読替、波線は当然読替）

<p>読 替 後</p>	<p>読 替 前</p>
<p>（議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、専門委員又は監査専門委員の共同設置に関する規約）</p> <p>第二百五十二条の八 第二百五十二条の七の規定により共同設置する普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、専門委員又は監査専門委員の共同設置に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。</p> <p>一 共同設置する議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、専門委員又は監査専門委員の名称</p> <p>二 共同設置する議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、専門委員又は監査専門委員を設ける普通地方公共団体</p> <p>三 共同設置する議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、専門委員又は監査専門委員の執務場所</p> <p>四 共同設置する議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、専門委員又は監査専門委員の選任の方法及びその身分取扱い</p> <p>五 前各号に掲げるものを除くほか、共同設置する議会、長、委員会若</p>	<p>（機関の共同設置に関する規約）</p> <p>第二百五十二条の八 第二百五十二条の七の規定により共同設置する普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関（以下この条において「共同設置する機関」という。）の共同設置に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。</p> <p>一 共同設置する機関の名称</p> <p>二 共同設置する機関を設ける普通地方公共団体</p> <p>三 共同設置する機関の執務場所</p> <p>四 共同設置する機関を組織する委員その他の構成員の選任の方法及びその身分取扱い</p> <p>五 前各号に掲げるものを除くほか、共同設置する機関と関係普通地方</p>

しくは委員の事務を補助する職員、専門委員又は監査専門委員と関係普通地方公共団体との関係その他共同設置する議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、専門委員又は監査専門委員に関し必要な事項

(共同設置する議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、専門委員又は監査専門委員の選任及び身分取扱い)

第二百五十二条の九 【準用せず】

2 【準用せず】

公共団体との関係その他共同設置する機関に関し必要な事項

(共同設置する機関の委員等の選任及び身分取扱い)

第二百五十二条の九 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員で、普通地方公共団体の議会が選挙すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙すること。
二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、すべての関係普通地方公共団体の議会が選挙すること。

2 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すること。
二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、それぞれの関係普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得た上、規約で定める普通地方公共団体の長が選任する

3 普通地方公共団体が共同設置する議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、専門委員又は監査専門委員で、普通地方公共団体の議会の議長、長、委員会又は委員が選任すべきものを選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の議会の議長、長、委員会又は委員が選任すること。

二 関係普通地方公共団体の議会の議長、長、委員会又は委員が協議により定めた者について、規約で定める普通地方公共団体の議会の議長、長、委員会又は委員がこれを選任すること。

4 【準用せず】

5 普通地方公共団体が共同設置する議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、専門委員又は監査専門委員で第三項の規定により選任するものの身分取扱いについては、これらの者を選任する普通地方公共団体の議会の議長、長、委員会又は委員の属する普通地方公共団体の職員とみなす。

こと。

3 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すべきものを選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すること。

二 関係普通地方公共団体の長、委員会又は委員が協議により定めた者について、規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員がこれを選任すること。

4 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第一項又は第二項の規定により選任するものの身分取扱いについては、規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙し又は規約で定める普通地方公共団体の長が選任する場合には、当該普通地方公共団体の職員とみなし、全ての関係普通地方公共団体の議会が選挙する場合には、規約で定める普通地方公共団体の職員とみなす。

5 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第三項の規定により選任するものの身分取扱いについては、これらの者を選任する普通地方公共団体の長、委員会又は委員の属する普通地方公共団体の職員とみなす。

（共同設置する議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、
専門委員又は監査専門委員に要する経費等）

第二百五十二条の十一 【準用せず】

2 普通地方公共団体が共同設置する議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、専門委員又は監査専門委員に要する経費は、関係普通地方公共団体がこれを負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算にこれを計上して支出するものとする。

3 【準用せず】

4 普通地方公共団体が共同設置する議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、専門委員又は監査専門委員が行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び関係普通地方公共団体の経営に係る事業の管理の通常の見査は、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めてこれを行うものとする。

この場合においては、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、監査の結果に関する報告を他の関係普通地方公共団体の長に提出し、かつ

（共同設置する機関の補助職員等）

第二百五十二条の十一 普通地方公共団体が共同設置する委員会又は委員

の事務を補助する職員は、第二百五十二条の九第四項又は第五項の規定により共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員が属するものとみなされる普通地方公共団体（以下この条において「規約で定める普通地方公共団体」という。）の長の補助機関である職員をもつて充て、普通地方公共団体が共同設置する附属機関の庶務は、規約で定める普通地方公共団体の執行機関においてこれをつかさどるものとする。

2 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関に要する経費は、関係普通地方公共団体がこれを負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算にこれを計上して支出するものとする。

3 普通地方公共団体が共同設置する委員会が徴収する手数料その他の収入は、規約で定める普通地方公共団体の収入とする。

4 普通地方公共団体が共同設置する委員会が行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び関係普通地方公共団体の経営に係る事業の管理の通常の見査は、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めてこれを行うものとする。この場合においては、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、監査の結果に関する報告を他の関係普通地方公共団体の長に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

、これを公表しなければならない。

(共同設置する議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、
専門委員又は監査専門委員に対する法令の適用)

第二百五十二条の十二 普通地方公共団体が共同設置する議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、専門委員又は監査専門委員は、この法律その他これらの機関の権限に属する事務の管理及び執行に関する法令、条例、規則その他の規程の適用については、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、それぞれ関係普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、専門委員又は監査専門委員とみなす。

(共同設置する機関に対する法令の適用)

第二百五十二条の十二 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関は、この法律その他これらの機関の権限に属する事務の管理及び執行に関する法令、条例、規則その他の規程の適用については、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、それぞれ関係普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関とみなす。

第一条の規定による改正後の地方自治法施行令第七十四條の二十四第四項による地方自治法施行令第七十四條の二十から第七十四條の二十三までの読替え【議会同意選任職員のうち解職請求の対象となるもの】

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

（波線は当然読替）

読 替 後	読 替 前
<p>（共同設置する機関の委員等の解職請求）</p> <p>第七十四條の二十 地方自治法第二百五十二條の十の規定による普通地方公共団体が共同設置する議会同意選任職員で、法律の定めるところにより選挙権を有する者の請求に基づき普通地方公共団体の議会の議決により解職することができるものの解職については、この政令に特別の定めがあるものを除くほか、当該議会同意選任職員で、法律の定めるところにより選挙権を有する者の請求に基づき普通地方公共団体の議会の議決により解職することができるものがそれぞれの普通地方公共団体に設置されているものとみなして、これらの機関の解職に関する法令の規定を適用する。</p> <p>第七十四條の二十一 普通地方公共団体が共同設置する議会同意選任職員で、法律の定めるところにより選挙権を有する者の請求に基づき普通地方公共団体の議会の議決により解職することができるものの解職の請求の手續が開始されたときは、普通地方公共団体の長は、直ちにその旨</p>	<p>（共同設置する機関の委員等の解職請求）</p> <p>第七十四條の二十 地方自治法第二百五十二條の十の規定による普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員の解職については、この政令に特別の定めがあるものを除くほか、当該委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員がそれぞれの普通地方公共団体に設置されているものとみなして、これらの機関の解職に関する法令の規定を適用する。</p> <p>第七十四條の二十一 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員の解職の手續が開始されたときは、普通地方公共団体の長は、直ちにその旨を当該機関を共同設置する他の普通地方公共団体の長及び当該機関に通知しな</p>

を当該機関を共同設置する他の普通地方公共団体の長及び当該機関に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があつたときは、通知を受けた他の普通地方公共団体の長は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第七十四条の二十二 普通地方公共団体が共同設置する議会同意選任職員で、法律の定めるところにより選挙権を有する者の請求に基づき普通地方公共団体の議会の議決により解職することができるものの解職の請求を受理したときは、普通地方公共団体の長は、解職の請求の要旨その他必要な事項を記載した書類を添えて、直ちにその旨を当該機関を共同設置する他の普通地方公共団体の長及び当該機関に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があつたときは、通知を受けた他の普通地方公共団体の長は、直ちにその旨及び解職の請求の要旨を告示しなければならない。

第七十四条の二十三 前条第一項の規定により解職の請求を受理し、又はその旨の通知があつたときは、関係普通地方公共団体の長は、当該解職の請求をそれぞれ当該普通地方公共団体の議会に付議し、その結果を地方自治法第二百五十二条の九第四項又は第五項の規定により共同設置する議会同意選任職員で、法律の定めるところにより選挙権を有する者の請求に基づき普通地方公共団体の議会の議決により解職することができるものが属するものとみなされる普通地方公共団体（以下「規約で定

ればならない。

2 前項の規定による通知があつたときは、通知を受けた他の普通地方公共団体の長は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第七十四条の二十二 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員の解職の請求を受理したときは、普通地方公共団体の長は、解職の請求の要旨その他必要な事項を記載した書類を添えて、直ちにその旨を当該機関を共同設置する他の普通地方公共団体の長及び当該機関に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があつたときは、通知を受けた他の普通地方公共団体の長は、直ちにその旨及び解職の請求の要旨を告示しなければならない。

第七十四条の二十三 前条第一項の規定により解職の請求を受理し、又はその旨の通知があつたときは、関係普通地方公共団体の長は、当該解職の請求をそれぞれ当該普通地方公共団体の議会に付議し、その結果を地方自治法第二百五十二条の九第四項又は第五項の規定により共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員が属するものとみなされる普通地方公共団体（以下「規約で定める普通地方公共団体」という。）の長に通知しなければならない。

める普通地方公共団体」という。)の長に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があつたときは、規約で定める普通地方公共団体の長は、解職が成立した旨又は解職が成立しなかつた旨を関係普通地方公共団体の長及び関係者に通知するとともに、その旨を公表しなければならない。

3 普通地方公共団体が共同設置する議会同意選任職員で、法律の定めるところにより選挙権を有する者の請求に基づき普通地方公共団体の議会の議決により解職することができるものは、地方自治法第二百五十二条の十の規定により二の普通地方公共団体の共同設置する場合においては全ての関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたとき、又は三以上の普通地方公共団体の共同設置する場合においてはその半数を超える関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたときは、その職を失う。

2 前項の規定による通知があつたときは、規約で定める普通地方公共団体の長は、解職が成立した旨又は解職が成立しなかつた旨を関係普通地方公共団体の長及び関係者に通知するとともに、その旨を公表しなければならない。

3 普通地方公共団体が共同設置する委員会（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、地方自治法第二百五十二条の規定により二の普通地方公共団体の共同設置する場合においては全ての関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたとき、又は三以上の普通地方公共団体の共同設置する場合においてはその半数を超える関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたときは、その職を失う。

第二条の規定による改正後の地方自治法施行規程第十五条の規定による同令第十二条の読替え

○ 地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）

（傍線部は明文読替、波線は当然読替）

読 替 後	読 替 前
<p>第十二条 市、町、村又は特別区の職員は、次に掲げる事由があつた場合には、懲戒の処分を受ける。</p> <p>一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき</p> <p>二 職務の内外を問わず公職上の信用を失うべき行為があつたとき</p> <p>2 懲戒の処分は、免職、五百円以下の過怠金及び譴責とする。</p> <p>3 免職及び過怠金の処分は、市、町、村又は特別区の職員懲戒審査委員会の議決を経なければならない。</p> <p>4 懲戒に付せられるべき事件が刑事裁判所に係属している間は、同一事件に対して懲戒のための委員会を開くことができない。懲戒に関する委員会の議決前、懲戒に付すべき者に対し、刑事訴追が始まつたときは、事件の判決の終わるまで、その開会を停止する。</p>	<p>第十二条 都道府県の専門委員は、次に掲げる事由があつた場合には、懲戒の処分を受ける。</p> <p>一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき</p> <p>二 職務の内外を問わず公職上の信用を失うべき行為があつたとき</p> <p>2 懲戒の処分は、免職、五百円以下の過怠金及び譴責とする。</p> <p>3 免職及び過怠金の処分は、都道府県職員委員会の議決を経なければならない。</p> <p>4 懲戒に付せられるべき事件が刑事裁判所に係属している間は、同一事件に対して懲戒のための委員会を開くことができない。懲戒に関する委員会の議決前、懲戒に付すべき者に対し、刑事訴追が始まつたときは、事件の判決の終わるまで、その開会を停止する。</p>

第二条の規定による改正後の地方自治法施行規程第十七条の規定による同令第十三条の読替え

○ 地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）

（傍線部は明文読替、波線は当然読替）

<p>読 替 後</p>	<p>第十三条 市、町、村又は特別区の専門委員の職にある者が刑事事件に関して起訴されたときは、市町村長又は特別区の区長は、その者の職務の執行を停止することができる。</p> <p>2 前項の規定による職務執行の停止期間中においては、報酬の三分の二を減額するものとする。</p>
<p>読 替 前</p>	<p>第十三条 都道府県の専門委員の職にある者が刑事事件に関して起訴されたときは、都道府県知事は、その者の職務の執行を停止することができる。</p> <p>2 前項の規定による職務執行の停止期間中においては、報酬の三分の二を減額するものとする。</p>

第二条の規定による改正後の地方自治法施行規程第十九条の規定による同令第十三条の読替え

○ 地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）

（傍線部は明文読替、波線は当然読替）

<p>読 替 後</p>	<p>第十三条 市、町、村又は特別区の選挙管理委員の職にある者が刑事事件に關して起訴されたときは、市町村長又は特別区の区長は、その者の職務の執行を停止することができる。</p> <p>2 前項の規定による職務執行の停止期間中においては、報酬の三分の二を減額するものとする。</p>
<p>読 替 前</p>	<p>第十三条 都道府県の専門委員の職にある者が刑事事件に關して起訴されたときは、都道府県知事は、その者の職務の執行を停止することができる。</p> <p>2 前項の規定による職務執行の停止期間中においては、報酬の三分の二を減額するものとする。</p>

第二条の規定による改正後の地方自治法施行規程第二十一条の規定による同令第十三条の読替え

○ 地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）

（傍線部は明文読替、波線は当然読替）

<p>読 替 後</p>	<p>第十三条 市、町、村又は特別区の監査委員の職にある者が刑事事件に関して起訴されたときは、市町村長又は特別区の区長は、その者の職務の執行を停止することができる。</p> <p>2 前項の規定による職務執行の停止期間中においては、報酬又は給料の三分の二を減額するものとする。</p>
<p>読 替 前</p>	<p>第十三条 都道府県の専門委員の職にある者が刑事事件に関して起訴されたときは、都道府県知事は、その者の職務の執行を停止することができる。</p> <p>2 前項の規定による職務執行の停止期間中においては、報酬の三分の二を減額するものとする。</p>

第二条の規定による改正後の地方自治法施行規程第二十二條の規定による同令第十二條及び第十三條の読替え

○ 地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）抄

（傍線部は明文読替、波線は当然読替）

読 替 後	読 替 前
<p>第十二條 <u>都道府県の監査専門委員</u>は、次に掲げる事由があつた場合には、懲戒の処分を受ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき 二 職務の内外を問わず公職上の信用を失うべき行為があつたとき 三 懲戒の処分は、免職、五百円以下の過怠金及び譴責とする。 四 免職及び過怠金の処分は、都道府県職員委員会の議決を経なければならぬ。 五 懲戒に付せられるべき事件が刑事裁判所に係属している間は、同一事件に対して懲戒のための委員会を開くことができない。懲戒に関する委員会の議決前、懲戒に付すべき者に対し、刑事訴追が始まつたときは、事件の判決の終わるまで、その開会を停止する。 <p>第十三條 <u>都道府県の監査専門委員</u>の職にある者が刑事事件に関して起訴されたときは、<u>都道府県の代表監査委員</u>は、その者の職務の執行を停止することができる。</p>	<p>第十二條 <u>都道府県の専門委員</u>は、次に掲げる事由があつた場合には、懲戒の処分を受ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき 二 職務の内外を問わず公職上の信用を失うべき行為があつたとき 三 懲戒の処分は、免職、五百円以下の過怠金及び譴責とする。 四 免職及び過怠金の処分は、都道府県職員委員会の議決を経なければならぬ。 五 懲戒に付せられるべき事件が刑事裁判所に係属している間は、同一事件に対して懲戒のための委員会を開くことができない。懲戒に関する委員会の議決前、懲戒に付すべき者に対し、刑事訴追が始まつたときは、事件の判決の終わるまで、その開会を停止する。 <p>第十三條 <u>都道府県の専門委員</u>の職にある者が刑事事件に関して起訴されたときは、<u>都道府県知事</u>は、その者の職務の執行を停止することができる。</p>

2 前項の規定による職務執行の停止期間中においては、報酬の三分の二を減額するものとする。

2 前項の規定による職務執行の停止期間中においては、報酬の三分の二を減額するものとする。

第二条の規定による改正後の地方自治法施行規程第二十三条の規定による同令第十三条の読替え

○ 地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）

（傍線部は明文読替、波線は当然読替）

<p>読 替 後</p>	<p>第十三条 市、町、村又は特別区の監査専門委員の職にある者が刑事事件に關して起訴されたときは、市町村又は特別区の代表監査委員は、その者の職務の執行を停止することができる。</p> <p>2 前項の規定による職務執行の停止期間中においては、報酬の三分の二を減額するものとする。</p>
<p>読 替 前</p>	<p>第十三条 都道府県の専門委員の職にある者が刑事事件に關して起訴されたときは、都道府県知事は、その者の職務の執行を停止することができる。</p> <p>2 前項の規定による職務執行の停止期間中においては、報酬の三分の二を減額するものとする。</p>

【参考】本政令案による改正後の地方自治法施行規程第十八条の規定による同令第十三条の読替え

○ 地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）

（傍線部は明文読替、波線は当然読替）

<p>読 替 後</p>	<p>第十三条 都道府県の選挙管理委員の職にある者が刑事事件に関して起訴されたときは、都道府県知事は、その者の職務の執行を停止することができる。</p> <p>2 前項の規定による職務執行の停止期間中においては、報酬の三分の二を減額するものとする。</p>
<p>読 替 前</p>	<p>第十三条 都道府県の専門委員の職にある者が刑事事件に関して起訴されたときは、都道府県知事は、その者の職務の執行を停止することができる。</p> <p>2 前項の規定による職務執行の停止期間中においては、報酬の三分の二を減額するものとする。</p>

【参考】本政令案による改正後の地方自治法施行規程第二十条の規定による同令第十三条の読替え

○ 地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）

（傍線部は明文読替、波線は当然読替）

<p>読 替 後</p>	<p>第十三条 都道府県の監査委員の職にある者が刑事事件に関して起訴されたときは、都道府県知事は、その者の職務の執行を停止することができる。</p> <p>2 前項の規定による職務執行の停止期間中においては、報酬又は給料の三分の二を減額するものとする。</p>
<p>読 替 前</p>	<p>第十三条 都道府県の専門委員の職にある者が刑事事件に関して起訴されたときは、都道府県知事は、その者の職務の執行を停止することができる。</p> <p>2 前項の規定による職務執行の停止期間中においては、報酬の三分の二を減額するものとする。</p>